

条 例

埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月十八日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県条例第四十三号

埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

埼玉県迷惑行為防止条例（昭和三十八年埼玉県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「（つきまとい等又は位置情報無承諾取得等の禁止）」に改め、同条第一項を次のように改める。

何人も、正当な理由がないのに、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等を反復して行つてはならない。この場合において、次項第一号から第四号まで及び第五号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居等（住居、勤務先、学校その他その現に所在する場所又は通常所在する場所をいう。次項第一号において同じ。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。

第十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の「つきまとい等」とは、特定の者に対し、不安又は迷惑を覚えさせるような行為であつて、第一号から第八号までのいずれかに掲げるもの（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等を除く。）をいい、「位置情報無承諾取得等」とは、特定の者に対し、不安又は迷惑を覚えさせるような行為であつて、第九号又は第十号のいずれかに掲げるもの（同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等を除く。）をいう。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを行うことを要求すること。

四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、文書を送付し、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名譽を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で公安委員会規則で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を公安委員会規則で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として公安委員会規則で定める行為をすること。

附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。